

武蔵村山市の「事業系一般廃棄物処理手数料」を改定します。

手数料改定に伴い、事業者の皆様にご負担いただいている事業系一般廃棄物処理手数料が変わります。

武蔵村山市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼している排出事業者様は、今回の改定内容を、収集運搬許可業者様との間でご確認いただき、適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。

事業系一般廃棄物処理手数料とは？

事業者の皆様がごみの処理を収集運搬許可業者に依頼した場合、ごみ処理手数料と、収集運搬料金が必要となります。この合計した料金が事業系一般廃棄物処理手数料となります。



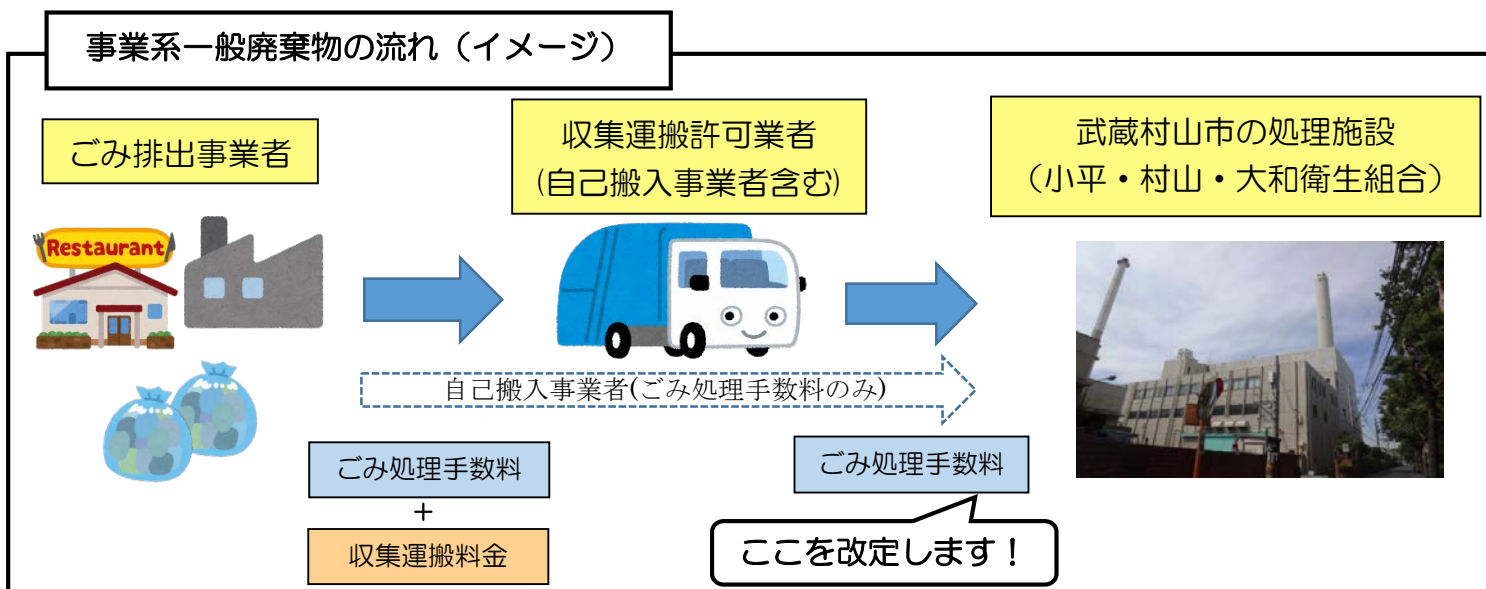
●ごみ処理手数料

小平・村山・大和衛生組合にごみを搬入した際の処理に係る手数料です。
許可業者を通じて武蔵村山市に納入されます。

●収集運搬料金

収集運搬許可業者に支払う、ごみの収集・運搬に係る料金です。
この料金は許可業者によって異なりますので、契約している許可業者にご確認ください。

事業系一般廃棄物の流れ（イメージ）



■改定時期

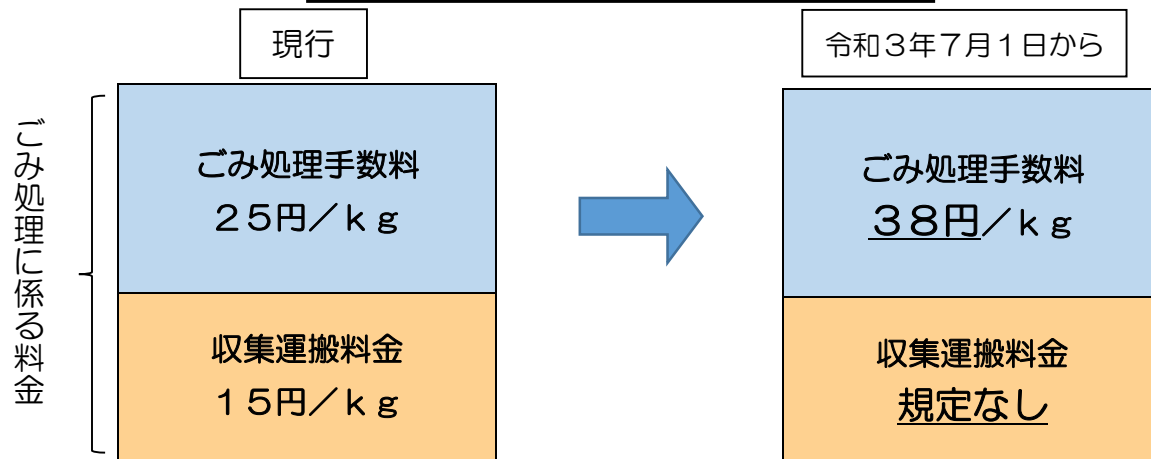
令和3年7月1日から

■改定内容

ごみ処理手数料 1キログラムあたり 25円

↓
1キログラムあたり 38円

ごみ処理手数料改定のイメージ



ごみ処理に係る料金のうち、ごみ処理手数料の金額を1キログラムあたり25円から38円に改定します。

収集運搬料金は、排出事業者様の排出状況に応じた料金となるよう、規定が削除されます。

令和3年7月以降のごみ処理に係る料金につきましては、契約している許可業者にご確認ください。

手数料改定Q&A

Q. 自分の店舗のごみの量は少ないけど、それでも料金は変わるの？

A. 武蔵村山市では、1kgあたりのごみ処理手数料を設定しています。許可業者との契約内容にもよりますが、ごみの量や収集回数が少なくても、ごみ処理手数料は変わります。

Q. 指定の事業所用ごみ袋でごみを出しているけど、袋の料金は変わるの？

A. 事業所用指定ごみ袋の金額は変わりません。

Q. 許可業者に依頼せずに自ら搬入しているけど、その場合も料金が変わるの？

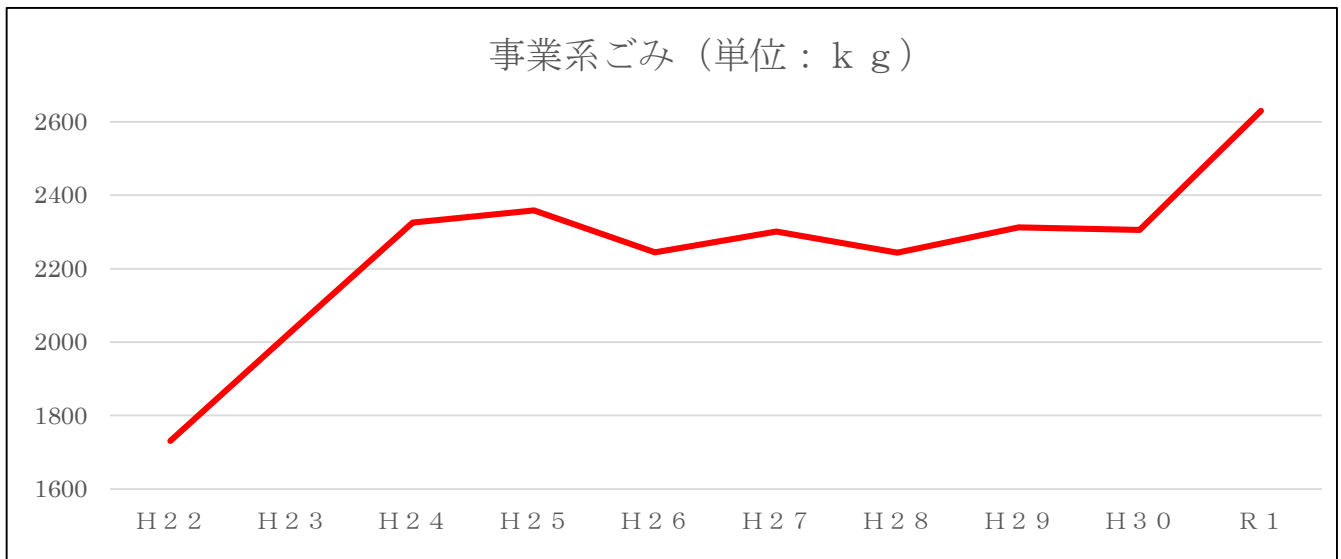
A. 自ら搬入する場合であっても、今回の改定料金となります。

Q. 許可業者に払う料金は具体的にいくら変わるの？

A. 料金については、契約内容などによって変わります。契約している許可業者に確認してください。

武蔵村山市から事業者の皆様へお願い

事業系（持込）可燃ごみが増加傾向にあります。



下記のことをご参照いただき、これからもごみ減量にご協力をお願い致します。

Reduce - Refuse

リデュース（ごみを減らす）・リフューズ（不要なものは断る）

- メーカーや卸売業者などに、梱包材や包装材の簡素化や引き取りを依頼しましょう。
- 簡易包装、再生品、環境にやさしい商品の販売を推進しましょう。
- OA 用紙の使用を抑制し、事務の見直し等によりペーパーレス化を進めましょう。
- 飲食店や従業員食堂ではメニューを工夫し、食べ残しを減らすとともに、割り箸など使い捨て品の利用を減らしましょう。

Recycle

リサイクル（再生して利用する）

- 段ボール、新聞、缶類等のリサイクルできるものは資源回収業者に引き渡しましょう。
- 販売した容器包装の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行いましょう。
- 従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図りましょう。
- 生ごみは生ごみ処理機などによる堆肥化や再生利用事業者へ搬入して活用しましょう。



Reuse

リユース（繰り返し使用する）

- 裏面が白紙の OA 用紙、広告紙を活用しましょう。
- 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱（通い箱）にしましょう。
- 再生製品や詰替え製品を消費者に販売しましょう。
- 事務机やロッカーなどの再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組みましょう。

ごみの出し方をご確認ください！不適物が混入していました。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみの中に、不適物が混入しており、処理が滞ってしまいました。産業廃棄物や事業系一般廃棄物の区分について今一度ご確認ください、今後も適切なごみの処理にご協力をお願い致します。



グレーチング



パイプ椅子



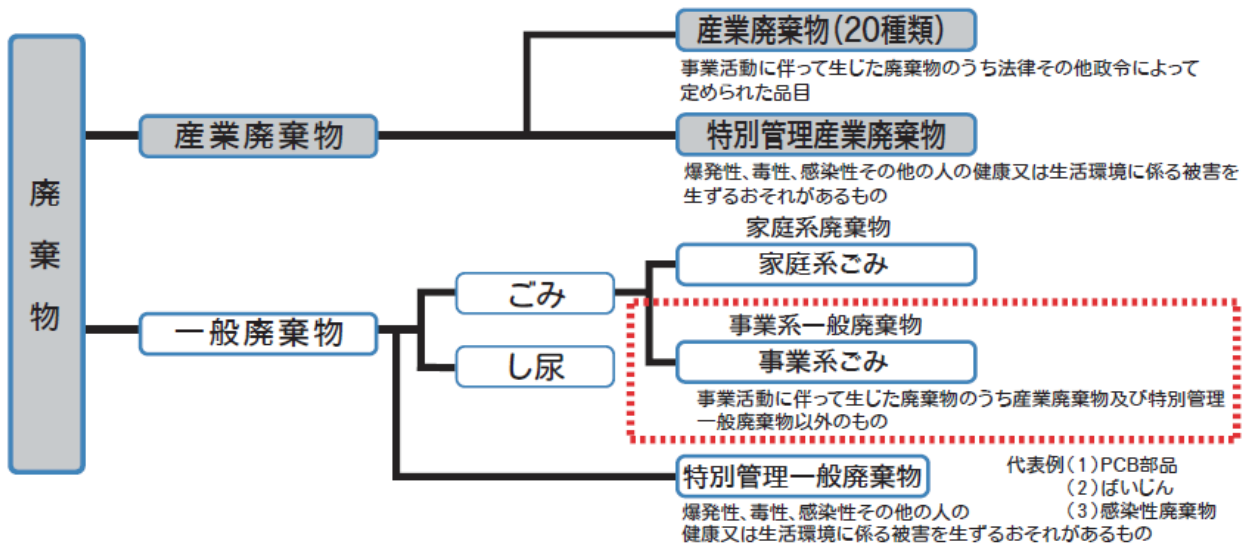
トラクターの部品



可燃ごみの中から、産業廃棄物が出てきました・・・。
下図の廃棄物の区分・分類の再確認をお願い致します。

ご確認ください！廃棄物の区分・分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しており、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物としています。
一般廃棄物は、家庭系と事業系に分類されます。



問い合わせ 武蔵村山市協働推進部ごみ対策課
電話 042-565-1111 (内線292~294)